

滋賀県事業継続支援金の申請要件について

I 申請要件

1 支給対象事業者

<第1期>

下記のアまたはイの要件に当てはまる方

ア 国の「月次支援金」の給付決定（2021年の4月から6月のいずれかの月分）を受けており、県内に事務所または事業所を有する者。

イ 長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の4月から6月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

<第2期>

下記のアからウのいずれかの要件に当てはまる方

ア 国の「月次支援金」の給付決定（2021年の7月か8月のいずれかの月分）を受けており、県内に事務所または事業所を有する者。

イ 長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年7月または8月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月に比べて50%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

ウ 長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年7月と8月の売上の合計が2020年または2019年の7月と8月の売上の合計と比べて30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

*なお、中小企業者等については、別表1の(a)または(b)のいずれかを満たすこと。

2 支給対象外の事業者

以下に該当する事業者については、本事業の支給対象外とする。

- ・滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号に該当する事業者
- ・県税およびこれに付随する延滞金等を滞納している事業者
- ・事業収入が寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益によって得られた収入のみの事業者
- ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主で被雇用者または被扶養者の方

等

3 給付要件

(1) 売上要件

<第1期>

新型コロナウイルス感染症の影響により2021年の4月から6月のうちいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月比で50%以上減少していること。

<第2期>

新型コロナウイルス感染症の影響により2021年の7月から8月のうちいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月比で50%以上減少している、もしくは2021年7月と8月の売上の合計が2020年または2019年の7月と8月の売上の合計と比べて30%以上減少していること。

- (2) 本支援金の給付を受けた後も事業の継続および立て直しをする意思があり、事業の継続および立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと。
- (3) 県税およびこれに付随する延滞金等に滞納がなく、納付状況について県税事務所に問い合わせることについて同意すること。また、滞納がある場合、本支援金の申請が拒否されても異議を申し立てないこと。
- (4) 給付申請兼請求書および添付書類に記載した内容に偽りがないこと。また本支援金の申請にあたって提出する書類の写しはすべて原本と相違がないこと。
- (5) 給付申請兼請求書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還すること。
- (6) 本支援金の交付にあたり滋賀県事業継続支援事業事務局（長）が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (7) 本支援金について、県内各市町において上乘せ等をする場合には、本支援金に関する給付決定状況および申請情報を、各市町に提供することについて同意すること。
- (8) 滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号に該当しないこと。

(別表1)

参考：中小企業者等について

(a) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者等

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(b) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、下表「中小企業者の要件」に準じ、各要件を満たす者

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者に該当しない。

参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。